

様式第1号（第3条関係）
（宛先）小金井市長

住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する申出書兼誓約書

閲覧の届出に際しては、閲覧で知り得た事項を利用目的以外に利用しないこと等法令を遵守するとともに、裏面記載の内容を守ることを誓約します。

		年 月 日	
申出者	氏名 法人名又は代表者名	Ⓜ (自署又は押印)	
	住所 所在地		
(共同申出者がいる場合)	氏名 法人名又は代表者名	Ⓜ (自署又は押印)	
	住所 所在地		
閲覧事項の利用目的			
閲覧に係る住民の範囲	項目	住所・氏名・生年月日・性別	
	区域	東町(～)丁目・梶野町(～)丁目・関野町(～)丁目 緑町(～)丁目・中町(～)丁目・前原町(～)丁目 本町(～)丁目・桜町(～)丁目・貫井北町(～)丁目 貫井南町(～)丁目	
	対象年齢		
閲覧する者	氏名	(届出者との関係)	
	住所	(申出者と同一の場合は、記入不要)	
法人の場合の閲覧事項を取り扱う者の範囲(役員又は構成員)			
	活動の責任者	住所(役職名)・氏名	
閲覧事項の管理の方法			
閲覧を受託した場合の委託者の氏名・住所	氏名	(所在地)	
	住所	(法人名及び代表者名)	
調査研究の実施体制			
調査研究の成果の取扱い			
予定閲覧時間	時 分から 時 分まで (時間 分程度)		

- 1 利用の目的に公益性が認められない場合、又は閲覧により知り得た事項を利用目的外等に利用されるおそれのあるときは、届出には応じられません。
- 2 偽りその他不正な手段により閲覧又は利用目的以外に利用等したときは、過料等に処せられます(住民基本台帳法第45条・46条・50条)。
- 3 DV等支援者に関する情報は、閲覧簿から削除しています。

登記事項証明書等概要		個人情報に係る規程等			来庁者の本人確認	免許・パスポート・その他()
調査用紙等の見本		その他				
確定閲覧時間	開始	時 分	確定転記人数	人×300円	受付担当	
	終了	時 分			円	終了担当

閲覧で知り得た個人情報については、法令とともに、下記の事項を遵守し、個人情報の保護を図ります。

記

1 秘密の保持の義務

閲覧により知り得た個人情報を一切他に漏らしてはならない。また、本利用目的の終了後も同様とする。

2 第三者への提供の禁止

閲覧により知り得た個人情報を一切第三者に提供してはならない。

3 目的外使用の禁止

個人情報を届出書に記載された利用目的以外に使用してはならない。

4 事故発生時の報告義務

閲覧により知り得た個人情報について紛失、き損、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、遅滞なく小金井市に報告しなければならない。

5 小金井市の検査に応じる義務

小金井市は、閲覧に係る個人情報を保護するため必要があると認めるときは、当該利用に際し、小金井市の職員を立ち合わせ、業務について調査し、又は申出者に利用状況の報告を求めることができる。

6 個人情報の廃棄・消去

閲覧により知り得た個人情報について、保有の必要がなくなった時点で速やかに廃棄又は消去しなければならない。

7 個人情報の管理方法の指定

閲覧に係る個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護管理体制について必要な規定を設け、適正な管理を行い、滅失、き損等の事故を防止しなければならない。